

仕 様 書

1 業務名

福山市登録文化財周知啓発業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

本市の各地域には多種多様な文化財が所在し、地域の歴史文化を物語るものとして住民によって大切に受け継がれている。そうした文化財の掘り起こしを進め、その価値や魅力を市民に分かりやすく伝えるとともに、将来への継承と地域のシンボルとなる文化財を活用した地域活性化を進めるため、「福山市登録文化財制度」（以下「本制度」とする）を創設し、2025年度（令和7年度）から運用を開始した。

福山市登録文化財制度及び福山市登録文化財を市内外に対して広く情報発信し認知度を高めるため、周知啓発を実施するもの。

3 業務場所

福山市内及び福山市の指定する場所

4 委託期間

委託契約締結日から2027年（令和9年）3月31日（水）まで

5 福山市登録文化財制度の概要

福山市ホームページ内の次の URL を参照

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/koho-detail02/koho-202607/400932.html>

6 業務の目標

（1）ターゲット

①市民

②文化財の保存活用やまちづくりに取り組む団体・関係者

（2）福山市登録文化財制度の周知啓発

①制度の認知度と理解度の向上

本制度の目的やメリット、登録までの流れ、登録後の変化などを分かりやすく周知啓発し、制度の認知度と理解度の向上を図る。

②登録件数の増加

本制度の認知度と理解度の向上を図りながら、登録申請の相談につなげ、登録件数の増加を図る。

（3）福山市登録文化財の周知啓発

①価値と魅力の発信

地域のシンボルとなる市登録文化財の価値と魅力を分かりやすく伝える。

②来場者や保存活用の担い手の増加

市登録文化財の価値と魅力を分かりやすく伝えることで、来場者や保存活用の担い手の増加を図る。

7 業務内容

委託内容は、次のとおりとする。ただし、仕様書等に定めのない事項のうち、受託者において本業務の遂行に当たり必要と思われるものについては本市へ提案し、本市と受託者が協議の上、これを行うか否かを決定するものとする。

(1) 本制度及び市登録文化財パンフレットのデザイン・作成

- ①本制度及び市登録文化財を分かりやすく周知啓発するためのパンフレットのデザイン・作成を行う。
- ②企画立案、構成、デザイン、原稿作成、レイアウト、編集、校正などパンフレット作成に必要な全ての作業を実施すること。
- ③市登録文化財に親しみをもってもらうため、2025年度（令和7年度）に登録となった市登録文化財4件それぞれをイメージできるキャラクターをデザイン・作成し、パンフレットで活用すること。
※4件については「5 福山市登録文化財制度の概要」に記載のURLを参照
- ④視覚的に分かりやすいデザインや構成とすること。
- ⑤印刷製本は行わず、データ納品とする。

(2) SNS素材のデザイン・作成

- ①InstagramなどのSNSで登録された市登録文化財の価値や魅力を発信するためのテンプレートをデザイン・作成する。
※投稿予定のInstagram「ふくやま文化財ナビ」URL：[fukubun_net](https://fukubun.net)
- ②企画立案、構成、デザイン、レイアウト、編集、校正など素材のデザイン・作成に必要な全ての作業を実施すること。
- ③基本的に画像のみを使用し、動画は使用しない。

(3) 景品の製作

- ①市登録文化財の周遊を促すため、本市の文化財総合ポータルサイト「ふくやま文化財ナビ」で市登録文化財を含む周遊モデルコースを設定し、デジタルスタンプラリーを実施する。デジタルスタンプラリー周遊達成者に贈呈する景品をデザイン・作成する。なお、モデルコースは今後、随時追加しコース数を増やす予定である。

※ふくやま文化財ナビURL：<https://fukubun.net/>

- ②企画立案、構成、デザイン、レイアウト、編集、校正など素材のデザイン・作成に必要な全ての作業を実施すること。
- ③景品はインターネット環境でダウンロードできるデジタルデータとする。

(4) デジタルアーカイブ化

- ①デジタルスタンプラリーに使用するVRを編集する。VR画像は市から提供し、文化財6件分の編集を予定する。

②市登録文化財1件（10点程度）の3D写真を撮影・編集する。

③作成したデジタルデータは「ふくやま文化財ナビ」で公開する。

（5）こども向けの周知啓発

市登録文化財を含む本市の文化財や歴史文化をこどもへ周知啓発するための取組や情報発信、広報物・ノベルティの製作等を独自提案し、実施すること。

（6）打合せ協議

打合せ協議は、初回、中間、成果品納品前の計3回実施する。その他にも委託者及び受託者の必要に応じて随時実施し、都度、協議録を作成すること。

8 実施体制等の要件

（1）業務責任者及び担当者を配置し、本業務を確実に履行できる体制を設けること。

（2）作業を円滑に進めるため、発注者と密接に連絡を取る。また、受注者は発注者から報告（業務の進捗状況、質疑回答等）を要求されたときには、速やかに報告すること。

9 提出書類

業務の着手及び完了にあたり、次の書類を提出すること。

（1）業務責任者報告書

（2）業務実施計画書

（3）業務完了通知書

10 成果品

提出する成果品は次のとおりとする。

（1）業務報告書（A4版） 2部

（2）パンフレット、SNS用素材の電子データ CDR 2部
（PDF及びイラストレーターで編集可能なAIデータ）

（3）景品の電子データ CDR 2部
（PDF及びイラストレーターで編集可能なAIデータ）

（4）VR、3D写真 CDR 2部

※（2）～（4）は1枚のCDR内にまとめて保存したものでも可とする

（5）打ち合わせ記録

11 その他

（1）本仕様書に記載されていない事項で業務の実施上必要と認められる事項については、本市と協議し実施すること。

（2）受注者は、業務従事者（以下「従事者」という。）の名簿を事前に発注者に提出すること。
異動のあるときも同様とする。

（3）従事者の交代時は、業務連絡を綿密にし、業務に支障をきたさないこと。

（4）業務委託の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。

- (5) 契約金額には本業務を行うための必要経費の一切を含むものとする。
- (6) 本委託業務の履行に伴い発生する成果品に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利含む）は、全て発注者に属するものとする。
- (7) 本委託業務により得られる著作物の著作者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は本成果品の制作に関与したものについて著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約すること。
- (8) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないこととする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、本市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。
- (9) 受注者が業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、福山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年 1 2 月 1 9 日条例第 3 2 号）、福山市個人情報の保護に関する法律施行条例等施行規則（令和 5 年 3 月 3 1 日規則第 1 6 号）に基づき、その取扱いには十分留意し、漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (10) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないこととする。また、業務委託終了後も同様とする。
- (11) 本業務の遂行に関し、本仕様書に記載のない事項または疑義が生じたときは、発注者、受注者協議の上、解決するものとする。
- (12) 本市は、本業務を実施する上で必要な資料を受託者に貸与するものとし、受注者は責任をもって貸与資料の管理を行うとともに業務完了後速やかに返却すること。